

第1章 地域情報化計画の考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 情報化の進展

インターネットの普及に代表される IT（情報通信技術）の急速な進展（いわゆる IT 革命）に伴い、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」、時間や場所に制約されることなく、情報の共有や交換が可能となっています。そのことから、市民生活をはじめとする様々な分野において、経費や時間の削減等、飛躍的な利便性の向上をもたらしている IT を、まちづくりに活用していくことが求められてきています。

このような社会的背景の下、国は「e-Japan 戦略」および「e-Japan 戦略」に基づき、平成 17（2005）年度までに世界最先端の IT 国家となることを目指して、インターネット等を用いた電子的な行政手続を可能にする等、行政サービスの多くを電子化する「電子政府」の実現をはじめとしたさまざまな取り組みを進めています。また、地方自治体に対しても、国の「電子政府」の実現に歩調を合わせ、目標年度までに「電子市役所」の実現を求めています。併せて、行政内部だけではなく、地域における情報化も推し進めていくことが求められており、各地で高速インターネット環境等の情報通信基盤の整備が都市部を中心に急速に進められ、本格的なブロードバンド時代を迎えつつある他、それら充実した基盤上で流通する多種多様なサービスが展開されるようになってきています。

(2) 本市における情報化の状況

本市においては、情報通信基盤の整備に関して、都市部や他地域と本市との格差、本市内の地域間での格差、行政施設と家庭・事業所との格差、という3つの格差が存在しています。

本市は、特に地形を主な原因とした地上波テレビ放送やラジオ放送の受信状況が良くない難視聴の地域が多く存在します。また、FTTH サービスが未提供の状況にあるだけでなく、ADSL サービスすら未提供の地域が一部にある等、テレビだけでなくブロードバンド環境においても都市部や他地域に比べて遅れをとっている地域と言えます。また、このような情報通信基盤の整備が進みにくい状況が IT を活用する機会を少なくしていると言えなくもなく、結果として地域全体の情報リテラシーが低くなる懸念や、同一情報の入手のためのコスト負担の増加・入手情報量の格差といった、生活全般の格差にまで影響を及ぼす可能性があります。

市役所側は、充実した行政サービスを提供するための体制づくりとして、オープンシステム化への移行や公共施設間の光通信網の整備、職員一人に一台ずつパソコンを配備する等情報通信基盤を整備し、それらの努力の結果、全国の自治体の平均レベルを上回るまでになりました。しかし、サービスを受ける側である地域の情報通信基盤は、他地域と比べて平均レベルを下回る整備状況であることから、早急に住民サービスを受ける

ことができる体制づくりに努める必要があります。

(3) 地域情報化計画の策定の趣旨

平成 18 (2006) 年末までに地上波デジタル放送が全都道府県で開始 (視聴可能性世帯は約 79%) の見込みで、またそれに伴い、携帯電話等移動体向けの放送 (ワンセグメント放送) の開始に向けた取り組みが行われている中、本市においては前項(1)(2)から、世の中の情報化の進展に比べ、明確に存在する 3 つの格差の是正等、地域の情報化に向けたさまざまな取り組みを進めていくことが急務となっています。

また、情報は日常生活やビジネス等における重要な武器であり、さまざまな地域課題の解決や、産業・コミュニティ等の振興による地域活性化を促進する有効な道具・手段であることから、その活用如何によって享受できる社会的・経済的メリットに大きな差が生じる恐れがあります。本市の抱える諸課題の解決に向けた IT の効果的な活用や、IT による地域間や地域外との交流の促進、IT を活用した産業振興等、本市の地域特性を考慮しながらより良いまちづくりを推進し、地域の活性化に繋げていくことが求められています。

以上のような IT に絡むさまざまな取り組みを、その都度適宜実施していくようでは重複投資等の無駄が生じる恐れがあるとともに、高い視点から全体を見渡し、体系的・戦略的に取り組みを整理・選択・実行していく必要があることから、計画としてとりまとめることとしました。

2. 本計画の位置づけ

(1) 地域情報化計画の定義

地域の情報化とは地域活性化をめざした IT を活用したまちづくりであることから、行政のみで取り組みが完結するものではなく、住民・企業・行政が協働し、地域を挙げて推し進めていくことが必要不可欠です。

よって、地域情報化計画は行政計画ではありますが、地域のために住民・企業・行政が果たすべき役割を明確化し、それぞれの取り組みの方向性を示すことが一般的です。

(2) 本市における地域情報化計画

多くの場合、地域情報化計画では、情報通信基盤の整備と情報化に対応したサービスの両面から今後の方向性や取り組みを整理します。しかし、本市には前述のような 3 つの格差が存在するため、情報通信基盤の環境が不十分である現状のまま、サービスの方向性を先んじて模索することは困難な状況です。従って、今回の計画においては、生活上必要不可欠な情報通信基盤の確立が、まず地域格差の是正に効果があると期待ができることから、情報通信基盤のあり方を探ることに焦点をあてた計画づくりとします。

インフラの選択肢として様々な情報通信基盤が考えられます。現在策定中である総合計画の主要施策「地域情報化の推進」において、市内全域に対する新たな地域情報インフラを整備するとし、高速あるいは超高速なインターネット接続環境とテレビの再送信による難視聴解消が可能な FTTH 等のブロードバンド網による情報通信基盤の整備の方向性が示されています。このことから、本計画では、FTTH 等のブロードバンド網を視野に入れた基盤の構築を考慮し、多角的な検討を行うこととします。

3. 計画の全体像

